

ASBJが実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」等を公表

『会計情報』編集部

平成27年6月30日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015』に基づき実施する施策として、新たな確定給付企業年金の仕組みが平成28年度に導入されている。これを受けて、企業会計基準委員会（ASBJ）では、当該企業年金について、これまで公表されている会計基準等における取扱いを踏まえ、必要と考えられる会計処理等を明らかにすることを目的として審議を重ねてきた。

今般、平成28年12月2日開催の第350回企業会計基準委員会において、以下の実務対応報告等の公表が承認されたことを受け、平成28年12月16日に公表されたものである。

・実務対応報告第33号

「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）

・改正企業会計基準第26号

「退職給付に関する会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）

・改正企業会計基準適用指針第1号

「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」

本実務対応報告等については、平成28年6月2日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、ASBJに寄せさせたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものとされている。

〈本実務対応報告の概要〉

■範囲（本実務対応報告第2項）

本実務対応報告は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に基づいて実施される企業年金のうち、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）（以下「施行規則」という。）第1条第3号に規定するリスク分担型企業年金、すなわち、給付額の算定に関して、施行規則第25条の2に規定される調整率（積立金の額、掛金額の予想額の現価、通常予測給付額の現価及び財政悪化リスク相当額に応じて定まる数値）が規約に定められ

る企業年金（以下「リスク分担型企業年金」という。）の会計処理及び開示に適用することとされている。

■会計処理（本実務対応報告第3項から第10項）

→会計上の退職給付制度の分類

(1) リスク分担型企業年金のうち、企業の拠出義務が、給付に充当する各期の掛金として、規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないものは、退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類することとされている。

(2) 上記(1)以外のリスク分担型企業年金は、退職給付会計基準第5項に定める確定給付制度に分類することとされている。

退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金については、直近の分類に影響を及ぼす事象が新たに生じた場合、会計上の退職給付制度の分類の(1)及び(2)（上記参照）に従い、会計上の退職給付制度の分類を再判定することとされている。

→会計処理

退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金については、規約に基づきあらかじめ定められた各期の掛金の金額（移行時に未払金等として計上した特別掛金相当額を除く。）を、各期において費用として処理することとされている。

→退職給付制度間の移行に関する取扱い

退職給付会計基準第5項に定める確定給付制度に分類される退職給付制度から退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金に移行する場合、退職給付制度の終了に該当する。

この場合、次の会計処理を行うこととされている。

- (1) リスク分担型企業年金への移行の時点で、移行した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額に係るリスク分担型企業年金に移行した資産の額との差額を、損益として認識する。移行した部分に係る退職給付債務は、移行前の計算基礎に基づいて数値計算した退職給付債務と、移行後の計算基礎に基づいて数値計算した退職給付債務との差額として算定する。
- (2) 移行した部分に係る未認識過去勤務費用及び未認識数値計算上の差異は、損益として認識する。移行した部分に係る金額は、移行した時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定する。
- (3) 上記(1)及び(2)で認識される損益の算定において、リスク分担型企業年金への移行の時点で規約に定める各期の掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、当該特別掛金相当額の総額を未払金等として計上する。
- (4) 上記(1)から(3)で認識される損益は、原則として、特別損益に純額で表示する。

■開示（本実務対応報告第11項及び第12項）
退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に

分類されるリスク分担型企業年金については、次の事項を注記することとされている。

- (1) 企業の採用するリスク分担型企業年金の概要
- (2) リスク分担型企業年金に係る退職給付費用の額
- (3) 翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及び当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数

■適用時期（本実務対応報告第13項）

本実務対応報告は、平成29年1月1日以後適用することとされている。

詳細については、ASBJのウェブページ (https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/taikyu2016)

(https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/comments/taikyu2016.shtml)を参照いただきたい。

以上

テクノロジー・メディア・通信（TMT）業界レポート Web掲載のご案内

www.deloitte.com/jp/tmt

本レポートシリーズは、テクノロジー・メディア・通信（TMT）業界の各セクターにおける事業リスクおよび主要プレイヤーの財務諸表に関する特徴を分析しています。このたび第2回目として新聞業界のレポートを掲載しました。

テクノロジー・メディア・通信（TMT）はテクノロジーの進化とデジタル化による影響を受け最も急激に変化をしている業界である一方、この変化の推進役の多くが属する業界でもあります。この業界には「コンテンツ」「サービス」「ネットワーク」「ハードウェア」「ソフトウェア」に係る様々なビジネスが存在し、それぞれに特徴的な事業リスクを抱えています。有限責任監査法人トーマツでは、テクノロジー・メディア・通信業界に精通した公認会計士が集結して、それぞれの知見を生かしながら、最先端の情報を収集し、さらによりよいサービスがご提供できるよう努めています。

第2回目となる本レポートでは、インターネット、スマートフォンの普及による若年層の活字離れや広告費減少など新聞業界に与えるデジタル化の影響を分析し、財務諸表から見えてくる業界動向について考察しています。

レポートの詳細・本文はこちらからご覧ください。
<https://www2.deloitte.com/jp/md/gyokai-report-2>

お問い合わせ先
TMTインダストリーグループ：jp_electronics_industry_group@tohmatu.co.jp